事　務　事　業　一　元　化　調　書

関市・武儀郡町村合併協議会

協　議　項　目	２６－18.　農林水産関係事業	協 議 細 目	
調　整　方　針	１．農業関係 （１）　農業委員会関係については、関市の制度を基本とし、農業委員会法に基づき、地域農業の振興を図るものとする。 （２）　農事改良組合については、現行のまま新市に引き継ぐものとし、合併後、関市の制度に統一し、再編するものとする。 （３）　米政策については、中濃地域で定める水田営農ビジョン、水田農業構造改革産地づくり計画書に基づき推進するものとし、生産調整推進助成金については計画等を補完する方向で、合併時までに、新たな基準を設け調整するものとする。 （４）　武儀町における小規模土地改良事業補助金については、合併時に廃止するものとする。 （５）　武儀町におけるふるさとクリーン村については、現行のまま新市に引き継ぎ、安心・安全な農作物の生産に取り組むものとする。 （６）　農業関係イベントについては、現行のまま新市に引き継ぐものとする。ただし、実施方法等については新市において調整するものとする。 （７）　市民農園については、現行のまま新市に引き継ぐものとし、合併後、管理・運営基準の調整を図るものとする。 （８）　農産物助成については、関市の制度を基本として調整するものとする。ただし、各町村における独自の助成制度については、現行のまま新市に引き継ぐものとし、事業の目的、地域特性を考慮し、統一的な基準を設けるなど、合併時までに、調整するものとする。 ２．林業関係 （１）　森林整備計画については、合併後、新市において策定し、民有林の適正な管理に努めるものとする。 （２）　分収造林については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。 （３）　森林整備地域活動支援交付金事業については、洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村に準じ、新市に引き継ぐものとする。 （４）　林業改良普及事業補助金については、関市に準ずるものとする。 （５）　間伐材搬出利用促進事業については、洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村に準じ、新市において補助基準等を調整し、引き継ぐものとする。 （６）　板取村における雪害木復旧補助金、里山づくり事業補助金及び国産材利用促進事業補助金については、合併時までに検討し、調整するものとする。 （７）　上之保村における雪倒木処理補助金については、合併時までに検討し、調整するものとする。 （８）　林業労働力確保対策事業については、洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村に準じ、新市に引き継ぐものとする。 （９）　しいたけ産地強化事業については、洞戸村及び武儀町に準じ、新市において補助基準を調整し、引き継ぐものとする。 （１０）　武儀町及び上之保村における産直住宅日本一推進事業については、現行のとおりとする。 （１１）　小規模林道改良事業補助金及び私設林道開設補助金等については、新市において補助基準等を検討し、調整するものとする。 （１２）　育林促進事業及び造林関係事業については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。ただし、新市において補助基準等を調整するものとする。 （１３）　有害鳥獣対策事業については、現行のとおり実施するものとする。ただし、有害鳥獣等の買い上げ単価、猟友会補助金及び捕獲檻等設置補助については、合併時に補助基準等を調整するものとする。 ３．水産業関係 （１）　錦鯉振興会助成については、関市に準ずるものとし、合併後、再編するものとする。 （２）　各漁業協同組合補助金及び淡水魚増殖事業奨励補助金については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。ただし、新市において補助基準等を検討し、調整するものとする。 ４．畜産関係 （１）　洞戸村における優良乳牛改良事業補助金については、関市に準ずるものとする。 （２）　上之保村における高齢者等肉用牛飼育事業補助金については、平成１９年度をもって廃止するものとする。		

事　務　事　業　一　元　化　調　書

関市・武儀郡町村合併協議会

項　　目	参　考　資　料					
農業関係	関　市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	武芸川町
農業委員会	○開催 毎月１回 ○総会における主な議題 ・農地法第３条の規定による許可申請 ・農地法第４条の規定による許可申請に対する意見 ・農地法第５条の規定による許可申請に対する意見 ・事業計画変更に対する意見	○開催 隔月開催 ○総会における主な議題 ・農地法第３条の規定による許可申請 ・農地法第４条の規定による許可申請に対する意見 ・農地法第５条の規定による許可申請に対する意見 ・事業計画変更に対する意見	○開催 隔月開催 ○総会における主な議題 ・農地法第３条の規定による許可申請 ・農地法第４条の規定による許可申請に対する意見 ・農地法第５条の規定による許可申請に対する意見 ・事業計画変更に対する意見	○開催 毎月１回 ○総会における主な議題 ・農地法第３条の規定による許可申請 ・農地法第４条の規定による許可申請に対する意見 ・農地法第５条の規定による許可申請に対する意見 ・事業計画変更に対する意見	○開催 隔月開催 ○総会における主な議題 ・農地法第３条の規定による許可申請 ・農地法第４条の規定による許可申請に対する意見 ・農地法第５条の規定による許可申請に対する意見 ・事業計画変更に対する意見	○開催 隔月開催 ○総会における主な議題 ・農地法第３条の規定による許可申請 ・農地法第４条の規定による許可申請に対する意見 ・農地法第５条の規定による許可申請に対する意見 ・事業計画変更に対する意見
農地関係事務	○農業委員会等に関する法律第６条に基づく、所掌事務（Ｈ１４実績） 農地法第３条申請 ７２件 農地法第４条申請 ６２件 農地法第５条申請 １８６件	○農業委員会等に関する法律第６条に基づく、所掌事務（Ｈ１４実績） 農地法第３条申請 ２５件 農地法第４条申請 １０件 農地法第５条申請 ７件	○農業委員会等に関する法律第６条に基づく、所掌事務（Ｈ１４実績） 農地法第３条申請 １５件 農地法第４条申請 ４件 農地法第５条申請 １９件	○農業委員会等に関する法律第６条に基づく、所掌事務（Ｈ１４実績） 農地法第３条申請 １９件 農地法第４条申請 ８件 農地法第５条申請 ２９件	○農業委員会等に関する法律第６条に基づく、所掌事務（Ｈ１４実績） 農地法第３条申請 １１件 農地法第４条申請 ６件 農地法第５条申請 １１件	○農業委員会等に関する法律第６条に基づく、所掌事務（Ｈ１４実績） 農地法第３条申請 ７件 農地法第４条申請 １１件 農地法第５条申請 ２６件

事　務　事　業　一　元　化　調　書

関市・武儀郡町村合併協議会

項　目	参考資料					
	関　市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	武芸川町
農事改良組合	集落における農業者の基礎的集団である農事改良組合の組織強化とその実践活動を助長促進し、農政課題の円滑な推進を図る。 ・組合数　１７８組合 ・組合長任期　１年	集落における農業者の基礎的集団である農事改良組合の組織強化とその実践活動を助長促進し、農政課題の円滑な推進を図る。 ・組合数　１６組合 ・組合長任期　１年	集落における農業者の基礎的集団である農事改良組合の組織強化とその実践活動を助長促進し、農政課題の円滑な推進を図る。 ・組合数　２０組合 ・組合長任期　１年	集落における農業者の基礎的集団である農事改良組合の組織強化とその実践活動を助長促進し、農政課題の円滑な推進を図る。 ・組合数　２７組合 ・組合長任期　１年	集落における農業者の基礎的集団である農事改良組合の組織強化とその実践活動を助長促進し、農政課題の円滑な推進を図る。 ・組合数　２２組合 ・組合長任期　１年 ２年	集落における農業者の基礎的集団である農事改良組合の組織強化とその実践活動を助長促進し、農政課題の円滑な推進を図る。 ・組合数　５４組合 ・組合長任期　１年
米の生産調整推進対策	効果的な土地利用による水田営農の確立を図るため生産調整の円滑な推進と国の助成要件に満たない転作者への助成及び転作奨励作物の助成による作付け誘導 ○生産調整推進助成金 ・生産調整面積のうち国の助成要件に満たないほ場面積 20,000円/10ａ ・市の転作奨励作物作付 10,000円/10ａ ・景観形成作物作付 種子12,000円/10ａ 管理20,000円/10ａ	効果的な土地利用による水田営農の確立を図るため生産調整の円滑な推進と国の助成要件に満たない転作者への助成及び転作奨励作物の助成による作付け誘導 ○生産調整推進助成金 ・一般作物 5,000円/10ａ ・永年作物 3,000円/10ａ ・特例作物 3,000円/10ａ ・自己保全管理 2,000円/10ａ	効果的な土地利用による水田営農の確立を図るため生産調整の円滑な推進と国の助成要件に満たない転作者への助成及び転作奨励作物の助成による作付け誘導 ○生産調整推進助成金 ・一般作物 4,000円/10ａ ・永年作物 4,000円/10ａ(1回) 8,000円/10ａ(2回) ・自己保全管理 4,000円/10ａ(1回) 8,000円/10ａ(2回)		効果的な土地利用による水田営農の確立を図るため生産調整の円滑な推進と国の助成要件に満たない転作者への助成及び転作奨励作物の助成による作付け誘導 ○生産調整推進助成金 ・一般作物 4,000円/10ａ ・永年作物 4,000円/10ａ ・特例作物 7,000円/10ａ(4年間) ・自己保全管理 7,000円/10ａ(3年間)	効果的な土地利用による水田営農の確立を図るため生産調整の円滑な推進と国の助成要件に満たない転作者への助成及び転作奨励作物の助成による作付け誘導 ○生産調整推進助成金 ・１ｈａ以上の団地 10,000円/ｈａ

事　務　事　業　一　元　化　調　書

関市・武儀郡町村合併協議会

項　　目	参　考　資　料					
	関　市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	武芸川町
小規模土地改良事業補助金				・田　　５ａ以上 300,000円/10ａ ・農道　　幅員２m以上 30,000円/10m ・水路　　内径15㎝以上 25,000円/10m 内径24㎝以上 30,000円/10m ・管路　　内径50㎜以上 8,000円/10m 内径100㎜以上 15,000円/10m ・農道橋　幅員２m以上 100,000円以内/1m ・補助率４／１０		
ぎふクリーン農業	岐阜クリーン農業を展開し安全・安心な農作物づくりの推進に必要な機械、器具等の整備に対して助成。 ・県１／３ ・事業主体２／３			武儀町ふるさとクリーン村 ①減農薬・減科学肥料による農産物生産。 ②地産地消の取組 ・町農林産物販売所 ・学校給食・学校農園 ・中高一貫校への地元食材の提供 ③有機性資源循環利用 ・原木椎茸等の活用 ・家庭用生ゴミ等の活用 ・集排汚泥堆肥の活用 ④豊かな自然環境の保全人と自然の共生 ⑤地域住民の自主的活動 ・楽らく農業学園 （Ｈ１５年９月開校）		

事　務　事　業　一　元　化　調　書

関市・武儀郡町村合併協議会

項　　目	参　考　資　料					
	関　市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	武芸川町
農業関係イベント	○中濃農業祭 関市を中心とした農業の振興と消費者の交流。 ・主催 中濃農業祭実行委員会 （１１月初旬）	○きてくん祭ほらど 農林産物の出品を通じて地場産業の向上を目指す。 ・主催 きてくん祭ほらど実行委員会 （１１月第２土・日曜日）	○板取村産業祭 農林産物の出品を通じて地場産業の向上を目指す。 ・主催 板取村 （１１月上旬２日間開催）	○津保川産業祭 武儀町と上之保村が合同開催。地場産業や農業の発展を目指すと共に、両町村の交流の場として隔年で会場を持ち回り開催。 ・主催 津保川産業祭実行委員会 （１１月上旬２日間開催）	○津保川産業祭 武儀町と上之保村が合同開催。地場産業や農業の発展を目指すと共に、両町村の交流の場として隔年で会場を持ち回り開催。 ・主催 津保川産業祭実行委員会 （１１月上旬２日間開催）	○武芸川町秋の祭典 農産物の出品を通して、地場産業の向上を目指す。 ・主催 武芸川町 （１１月第２土・日曜日）
市民農園	○関市民農園 市民が余暇を利用して野菜等を栽培することによりやすらぎと、うるおいを享受し、市民生活の向上に寄与する。 ・貸付区画 一般区３０㎡：７８区画 福祉区画20㎡：　６区画 ・使用料 一般区　3,000円/年 福祉区画　2,000円/年	○洞戸村自由農園 農地の有効な活用を図り農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然とふれ合うとともに、農業に対する理解を深める。 ・貸付区画 １区画９０㎡　４８区画 ・使用料 １区画　10,000円/年	○板取村リフレッシュ農園 都市住民との交流の場として、あるいは農地の有効活用を図り、農業に対する理解を深める。 ・貸付区画 １区画59㎡～418㎡ ９区画（Ａ＝2,006㎡） ・使用料 １㎡当たり５円	○楽らく農業学園 ・標準実習コース 年間50時間程度（15回） ・個別実習コース ・特別コース ・野菜コース （小学部・中学部・高等部） 富之保教室　1,000㎡ 下之保教室　2,000㎡ 一人５坪を基準 ・受講料 １人　3,000円/年		
農産物助成	○いちご優良種苗育成事業補助金 ・対象事業　苗代 ・補助額　15円/株 ○夏秋なす産地育成事業補助金 ・対象事業　夏秋なす新規栽培費用、苗代等（定額補助）	○低農薬茶栽培奨励事業補助金 ・対象事業　苗代 ・補助額　25円/本		○武儀町津保茶生産組合補助金 ・対象事業　肥料、苗代 ・補助額　茶園３万円/10a ・補助率　１／３	○茶業振興事業補助金 ・対象事業　肥料代 ・補助率　１／３ ○上之保村ゆず生産加工振興活動助成 ・苗　300/本 ・肥料　100/袋	

事　務　事　業　一　元　化　調　書

関市・武儀郡町村合併協議会

項　　目	参　考　資　料					
林業関係	関　市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	武芸川町
市町村有林野面積 (世界農林業センサス ２０００)	４４ｈａ	１０３ｈａ	１，２３１ｈａ	６９ｈａ	２７６ｈａ	
森林整備計画	○関市森林整備計画 ・策定年度 平成１３年　４月策定 ・計画年度 平成１３年　４月　１日 ～ 平成２３年　３月３１日 ・基本方針 森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、適正な森林施業を適宜に実施し健全な森林資源の維持造成を図るものとする。	○洞戸村森林整備計画 ・策定年度 平成１５年　４月策定 ・計画年度 平成１５年　４月　１日 ～ 平成１８年　３月３１日 ・基本方針 森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、適正な森林施業を適宜に実施し健全な森林資源の維持造成を図るものとする。	○板取村森林整備計画 ・策定年度 平成１３年　４月策定 ・計画年度 平成１３年　４月　１日 ～ 平成２３年　３月３１日 ・基本方針 森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、適正な森林施業を適宜に実施し健全な森林資源の維持造成を図るものとする。	○武儀町森林整備計画 ・策定年度 平成１３年　４月策定 ・計画年度 平成１３年　４月　１日 ～ 平成２３年　３月３１日 ・基本方針 森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、適正な森林施業を適宜に実施し健全な森林資源の維持造成を図るものとする。	○上之保村森林整備計画 ・策定年度 平成１５年　３月策定 ・計画年度 平成１５年　４月　１日 ～ 平成１８年　３月３１日 ・基本方針 森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、適正な森林施業を適宜に実施し健全な森林資源の維持造成を図るものとする。	○武芸川町森林整備計画 ・策定年度 平成１３年　４月策定 ・計画年度 平成１３年　４月　１日 ～ 平成２３年　３月３１日 ・基本方針 森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、適正な森林施業を適宜に実施し健全な森林資源の維持造成を図るものとする。
分収造林	○ふれあいの森整備事業 ・契約相手　　武儀町 板取村	○たずさえの森整備事業 ・契約相手　　岐阜市	○たずさえの森整備事業 ・契約相手　　岐阜市 ○ふれあいの森整備事業 ・契約相手　　関市	○ふれあいの森整備事業 ・契約相手　　関市	○たずさえの森整備事業 ・契約相手　　岐阜市 ○県行造林事業 ・契約相手　　岐阜県	○たずさえの森整備事業 ・契約相手　　岐阜市

事　務　事　業　一　元　化　調　書

関市・武儀郡町村合併協議会

項　目	参考資料					
	関　市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	武芸川町
林業振興助成		○森林整備地域活動支援交付金事業 県は森林所有者等による適切な森林施行の実施に必要な森林の現況把握や歩道の整備等の活動を確保することにより、森林の有する多面的機能を十分に発揮するために支援を行う。 ・補助対象 認定を受けた森林施業計画の対象となっている森林（30haの団地） ・補助内容 村と森林整備地域活動実施協定を締結した団体に対して交付 ・補助額 森林面積10,000円/1ha （国1/2 県1/4 町村1/4）	○森林整備地域活動支援交付金事業 県は森林所有者等による適切な森林施行の実施に必要な森林の現況把握や歩道の整備等の活動を確保することにより、森林の有する多面的機能を十分に発揮するために支援を行う。 ・補助対象 認定を受けた森林施業計画の対象となっている森林（30haの団地） ・補助内容 村と森林整備地域活動実施協定を締結した団体に対して交付 ・補助額 森林面積10,000円/1ha （国1/2 県1/4 町村1/4）	○森林整備地域活動支援交付金事業 県は森林所有者等による適切な森林施行の実施に必要な森林の現況把握や歩道の整備等の活動を確保することにより、森林の有する多面的機能を十分に発揮するために支援を行う。 ・補助対象 認定を受けた森林施業計画の対象となっている森林（30haの団地） ・補助内容 町と森林整備地域活動実施協定を締結した団体に対して交付 ・補助額 森林面積10,000円/1ha （国1/2 県1/4 町村1/4）	○森林整備地域活動支援交付金事業 県は森林所有者等による適切な森林施行の実施に必要な森林の現況把握や歩道の整備等の活動を確保することにより、森林の有する多面的機能を十分に発揮するために支援を行う。 ・補助対象 認定を受けた森林施業計画の対象となっている森林（30haの団地） ・補助内容 村と森林整備地域活動実施協定を締結した団体に対して交付 ・補助額 森林面積10,000円/1ha （国1/2 県1/4 町村1/4）	
	○林業改良普及事業補助金 林業グループ活性化事業計画により、林業グループ活動に対して補助を行う。 ・補助対象 関市林業研究会 ・補助金額 100,000円（県1/2 市1/2）	○林業改良普及事業補助金 林業グループ活性化事業計画により、林業グループ活動に対して補助を行う。 ・補助対象 洞戸村林業経営研究会 ・補助金額 100,000円（県1/2 村1/2）	○林業改良普及事業補助金 林業グループ活性化事業計画により、林業グループ活動に対して補助を行う。 ・補助対象 板取村グリーンクラブ ・補助金額 100,000円（県1/2 村1/2）	○林業改良普及事業補助金 林業グループ活性化事業計画により、林業グループ活動に対して補助を行う。 ・補助対象 武儀町林業育成指導委員会 ・補助金額 100,000円（県1/2 町1/2）	○林業改良普及事業補助金 林業グループ活性化事業計画により、林業グループ活動に対して補助を行う。 ・補助対象 上之保村林業グループ ・補助金額 100,000円（県1/2 村1/2）	

事　務　事　業　一　元　化　調　書

関市・武儀郡町村合併協議会

項　目	参　考　資　料					
	関　市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	武芸川町
林業振興助成		○間伐材搬出利用促進事業 補助金 ・末口径１３㎝以下 4,000円／m3 （県3/4　村1/4） 県費3,000円	○間伐材搬出利用促進事業 補助金 ・末口径２８㎝以下 6,000円／m3 （県1/2 村1/2） 県費3,000円	○間伐材搬出利用促進事業 補助金 ・末口径１３㎝以下 4,000円／m3 （県1/2 町1/2） 県費2,000円	○間伐材搬出利用促進事業 補助金 ・末口径１３㎝以下 5,000円／m3 （県3/5 村2/5） 県費3,000円	
			○雪害木復旧補助金 Ｈ１４豪雪による被害木を２次災害が発生しないよう処理する。 39年生以下　１本　600円 40年生以上　１本1,000円		○雪倒木処理補助金 Ｈ１４豪雪による被害木を２次災害が発生しないよう処理する。 １本当たり600円	
			○里山づくり事業 国・県道、民家より50m以内の針葉樹を皆伐し、景観木を植栽する。 ・対象者　森林所有者 ・補助金額 立木補償 植栽用苗木代（広葉樹果樹・１本当たり千円）			
		○林業労働力確保対策事業 ・中小企業退職金共済掛金の一部を補助する。 ・2,500円を基準に補助 県 1/2　1,250円 村 1/2　1,250円	○林業労働力確保対策事業 ・中小企業退職金共済掛金の一部を補助する。 ・2,500円を基準に補助 県 1/2　1,250円 村 1/2　1,250円	○林業労働力確保対策事業 ・中小企業退職金共済掛金の一部を補助する。 ・2,500円を基準に補助 県 1/2　1,250円 町 1/2　1,250円	○林業労働力確保対策事業 ・中小企業退職金共済掛金の一部を補助する。 ・2,500円を基準に補助 県 1/2　1,250円 村 1/2　1,250円	
		○しいたけ産地強化事業 ・補助額(県2/3 村1/3) 県内産原木　30円/本		○しいたけ産地強化事業 ・補助額(県1/2 町1/2) 県内産原木　40円/本		

事　務　事　業　一　元　化　調　書

関市・武儀郡町村合併協議会

項　目	参考資料					
	関　市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	武芸川町
林業振興助成			○国産材利用促進事業 間伐の利用促進を目的とし間伐材を集成材にし利用拡大を図るため、外材との価格差を助成する。 ・米松等人工材乾燥集成材 １m3当たり　80,000円 ・板取村杉集成材 １m3当たり 140,000円 ・上記の価格差１m3当たり60,000円を助成する。	○産直住宅日本一推進事業 県内産の住宅用木質部材の使用について、県の認定を受けた産直住宅建設団体が建設した住宅は、その信頼の証として費用の一部を助成する。 １戸当たり　105,000円 補助率　県１／３ 町２／３	○産直住宅日本一推進事業 県内産の住宅用木質部材の使用について、県の認定を受けた産直住宅建設団体が建設した住宅は、その信頼の証として費用の一部を助成する。 １戸当たり　105,000円 補助率　県１／３ 村２／３	
				○小規模林道改良事業 国・県の補助対象とならかった小規模な林道改良に対する補助。 補助内容 ・幅員２.5～３.0m ・3,000円/m ・補助率７/１０以内 （５０万円限度）	○私設林道開設補助金 個人で作業道を開設した場合に対する補助。 補助内容 ・2,100円/m （５０万円限度）	
	○育林事業 ・対象事業 林令３年～５年の植林後の下刈りに対して助成 ・補助率 5,000円/0.5ha	○育林促進事業 ・１施業地0.3ha以上の林種転換造林地で行う事業。 （１）林齢３年～５年までの造林地を森林組合に委託して行う事業。 （２）パイロット事業 ・補助率 １／３（委託事業） １／４（パイロット事業）	○人工造林事業 ・基準事業費の2/3以内 ○雪起こし事業 ・基準事業費の2/3以内 ○下刈り事業 ・基準事業費の2/3以内 ○間伐促進事業 ・基準事業費の10/10以内 ○作業路開設事業 ・開設基準事業費9/10以内	○造林事業 ・１施行地0.05ha以上0.5ha未満の標準単価の50/100以内を補助。 ○景観整備事業 ・公道沿線の片側30m以内の除伐、間伐、枝打ち等に係る経費の補助。 標準単価の50/100 ※標準単価とは岐阜県造林補助事業実施要領に定める額。	○間伐実施事業 ・村が樹立した集団間伐実施計画の年度別事業計画に基づいて行う事業に要する経費。 １ha当たり85/100以内	○育林促進事業 ・１施業地0.3ha以上の林種転換造林地で行う事業。 （１）林齢３年～５年までの造林地を森林組合に委託して行う事業。 （２）パイロット事業 ・補助率 １／３（委託事業） １／４（パイロット事業）

事　務　事　業　一　元　化　調　書

関市・武儀郡町村合併協議会

項目		参考資料										
		関　市	洞戸村		板取村		武儀町		上之保村		武芸川町	
有害鳥獣対策事業		農作物等に被害を及ぼす有害鳥獣の駆除委託 （委託先） ・関市猟友会　８３名	農作物等に被害を及ぼす有害鳥獣の駆除委託 （委託先） ・洞戸村猟友会　９名		農作物等に被害を及ぼす有害鳥獣の駆除委託 （委託先） ・板取村猟友会　１６名		農作物等に被害を及ぼす有害鳥獣の駆除委託 （委託先） ・武儀町猟友会　３６名		農作物等に被害を及ぼす有害鳥獣の駆除委託 （委託先） ・上之保村猟友会　２０名		農作物等に被害を及ぼす有害鳥獣の駆除委託 （委託先） ・武芸川町猟友会　１１名	
有害鳥獣駆除委託	鳥獣種別	委託費	委託費	うち県助成金	委託費	うち県助成金	委託費	うち県助成金	委託費	うち県助成金	委託費	うち県助成金
	イノシシ	（年間の委託費） 912,000円	5,000	3,000円	10,000	3,000円	5,000	3,000円	5,000	3,000円	3,000	3,000円
	サル（囲いわな等）		7,000	5,000円	30,000	5,000円	10,000	5,000円	15,000	5,000円	5,000	5,000円
	サル（銃）		7,000	5,000円	30,000	5,000円	20,000	5,000円	15,000	5,000円	5,000	5,000円
	カラス		300	200円	3,000	200円	1,000	200円	200	200円	200	200円
	クマ		30,000	5,000円	50,000	5,000円						
	カモシカ		30,000		43,000							
			・出役手当 夏期有害鳥獣駆除隊員等出役賃金 125,000円		・出役手当 駆除　１h　1,250円 クマの檻監視1h　1,650円 猟区巡視　1h　1,250円		・出役手当 １事件　2,000円 １人年間弾代　3,000円 駆除協力費　20,000円		・出役手当 サルの追い払い1,000円/回		・出役手当 駆除　50,000円/回 （年間200,000円限度）	
駆除実績（Ｈ１４）		・サル　２頭 ・イノシシ　４８頭 ・カラス　４１羽 ・ヌートリア　２頭 ・スズメ　４,３２８羽	・イノシシ　２４頭		・サル　９頭 ・イノシシ　２０３頭 ・カラス　２１羽		・サル　６頭 ・イノシシ　１頭 ・カラス　７羽		・サル　９頭 ・イノシシ　１０頭 ・カラス　３羽		・イノシシ　４頭	
猟友会補助金			・洞戸村猟友会補助金 80,000円		・板取村猟友会補助金 80,000円		・武儀町猟友会補助金 200,000円		・上之保村猟友会補助金 30,000円		・武芸川町猟友会補助金 50,000円	
捕獲檻等設置補助			○有害鳥獣電柵設置補助 ・補助基準額　1/2 （30,000円を限度）		○捕獲檻の設置 ・必要あれば村の備品として設置している。 ○猪害電柵檻設置事業 ・電柵檻購入費　1/3 （20,000円限度） ・防御網購入費　1/2 ・防御シート購入費　1/2		○捕獲檻材料補助 ①事業概要 有害鳥獣を確保するための檻を設置しようとする地区等に対して、材料費について補助金を交付する。 木質部材　１０万円上限 鉄骨部材　１２万円上限 設置型の檻の材料費のみを対象とし、工事費は対象としない。		○捕獲檻材料補助 ①事業概要 有害鳥獣を確保するための檻を設置しようとする地区等に対して、材料費について補助金を交付する。 ・防除柵設置（購入費1/4） ・電柵檻設置（購入費1/4）		○捕獲檻の設置 ・必要あれば町の備品として設置している。	

事　務　事　業　一　元　化　調　書

関市・武儀郡町村合併協議会

項　目	参考資料					
水産業関係	関　市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	武芸川町
錦鯉振興会助成	○中濃錦鯉振興会補助金 ２９,０００円		○板取村錦鯉振興会補助金 ８０,０００円	○中濃錦鯉振興会補助金 １０,０００円		
漁業組合助成	○長良川中央漁業協同組合補助金 ４０,０００円		○淡水魚増殖事業奨励補助金 １８０,０００円	○津保川漁業協同組合補助金 １８０,０００円 ・富之保支部 ・中之保支部 ・下之保支部 （各支部60,000円）	○津保川漁業協同組合補助金 ２５０,０００円	○長良川中央漁業協同組合補助金 ６０,０００円 ・南武芸支部 40,000円 ・東武芸支部 20,000円
畜産業関係（助成等）	○肉豚共同出荷奨励事業補助金 ６００,０００円 ○肉豚共同出荷調整対策事業補助金 ３００,０００円 ○乳用牛群能力改善事業補助金 ２００,０００円 ○関市畜産振興会 ４８０,０００円 ○肉牛及び改良事業補助金 ５５０，０００円	○優良乳牛改良事業補助金 ８４,０００円 ○牛乳消費拡大事業補助金 ３０,０００円			○高齢者等肉用牛飼育事業補助金 ５００,０００円	○奥美濃古地鶏飼育事業 年間９,０００羽の飼育事業を委託 （平成１６年度委託先 第三美谷学園）
○先進事例	「飛騨市」 農林水産業関係事業については、農林水産業の振興を図るよう同一又は類似する事業の統合又は再編を進めるとともに、基盤整備事業及び関係団体の育成事業を継続して推進する。 「美濃加茂市・加茂郡町村合併協議会」 美濃加茂市の制度を基本として調整する。ただし、加茂郡坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村の独自の事業等については、事業の目的、地域性を考慮し、合併時までに調整する。					